

会 議 録

- 1 会議の名称 令和7年度 第2回 川根本町国民健康保険運営協議会
- 2 会議日時 令和8年2月16日（月） 午後7時00分から午後8時00分まで
- 3 開催場所 川根本町役場 本庁 3階 大会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員 板谷 信 会長、野口直次 委員、石関 華 委員、松岡政臣 委員、
渡邊克也 委員、松葉秀基 委員、山本佳世 委員、栗田浩子 委員、
高畑 裕 委員
 - (2) 執行機関 町長 菌田 靖邦
(事務局) 税務住民課 課長 北村 浩二
戸籍住民室 室長 堤 孝行
税 務 室 室長 中村 和良
税 務 室 主幹 山田留美子
戸籍住民室 主幹 太田 英亮
戸籍住民室 主事 海老名千里
健康福祉課 課長 森下 育昭
健康づくり室 主幹 松本 尚子
 - (3) その他 傍聴者なし
- 5 議 題
 - 【協議事項】
令和8年度国民健康保険事業特別会計当初予算（案）について
 - 【諮問事項】
令和8年度国民健康保険税の賦課方法（税率等）について
 - 【報告事項】
 - (1) 川根本町国民健康保険税条例の一部改正について
 - (2) 令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算について
 - 【その他】
- 6 会議資料の名称
 - 次第、委員名簿、協議会規則
 - 資料 令和8年度国民健康保険事業特別会計当初予算（案）について
令和8年度国民健康保険税の賦課方法（税率等）について
川根本町国民健康保険税条例の一部改正について
令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算について

7 発言の内容 以下のとおり

事務局	<p>(1 開会)</p> <p>本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ただ今から、令和7年度第2回川根本町国民健康保険運営協議会を開催いたします。次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、板谷会長からごあいさつをいただきます。</p>
会長	<p>(2 会長あいさつ)</p> <p>皆さん、こんばんは。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>寒い日が続いておりましたが、少しずつ暖かさが感じられるようになりました。</p> <p>さて、本町の国保につきましては、人口の減少もあり、財政的にも厳しくなってきたしております。この協議会として、しっかりと現状を理解したうえで今後の国保運営についての意見を出し合い、町民の皆さんにも説明ができるようにしていきたいと考えております。</p> <p>本日もよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>続きまして、菌田町長からごあいさつを申し上げます。</p>
町長	<p>(3 町長あいさつ)</p> <p>皆さん、こんばんは。お疲れのところ夜分にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日ごろより本町の国保運営にご協力、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>本日は、令和8年度当初予算(案)や条例改正等に関してご協議いただくほか、国保運営の要となる国民健康保険税の賦課方法について諮問させていただくことになっております。</p> <p>委員の皆様方には、持続可能な国保運営体制の確保に向けて、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。</p>
事務局	<p>それでは、議事に移ります。</p> <p>ここからの進行は、板谷会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>(4 議事)</p> <p>はじめに、協議事項 令和8年度国民健康保険事業特別会計当初予算(案)について、事務局から説明をお願いいたします。</p>

【協議事項】

「令和8年度国民健康保険事業特別会計当初予算（案）について」
資料により説明

会長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

～ 質疑なし ～

会長 続きまして、諮問事項 令和8年度国民健康保険税の賦課方法（税率等）について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 保険税の賦課方法につきましては、協議会規則第5条第1項第2号に定める重要事項となりますので、諮問事項として町長から板谷会長に諮問書を提出させていただきます。

～ 町長から会長に諮問書を提出 ～

事務局 それでは、諮問事項の具体的な内容について説明させていただきます。

【諮問事項】

「令和8年度国民健康保険税の賦課方法（税率等）について」
資料により説明

会長 事務局からの説明が終わりました。委員の皆様のご意見や賛否について伺いたいと思います。

委員 子ども・子育て支援金制度が始まるということについては理解しております。1世帯当たりの支援金の額が年々増加することにより、令和9年度にも子ども・子育て支援金分の税率改定が必要であるとの説明がありましたが、具体的に教えていただけますでしょうか。

事務局 こども家庭庁の資料では、医療保険加入者1人当たりの支援金額の試算が示されており、平均月額で令和8年度が250円、令和9年度が350円、令和10年度が450円となっており、年々増加していきます。それらの試算に基づいて県から標準的な保険料率が示され、各市町で税率を設定していくこととなります。

委員 税率の検討の背景として「被保険者数の減少」が挙げられています。人口減少や社会保険への加入といった要因があると思いますが、実際にはどのような状況にあるのでしょうか。

- 事務局 そのような要因もありますが、毎年多くの方が後期高齢者医療制度に移行しているということが大きく影響しております。
- ここ数年は団塊の世代の方が後期高齢者医療制度に移行しており、令和6年度には111名、その後も毎年70名から100名程度が移行していく見込みとなっております。
- 委員 その減少に対して、逆に国保へ加入するという方はそれほど多くないと思います。今後も被保険者数は大きく減っていくということでしょうか。
- 事務局 近年の減少度合いから、毎年6%程度は減少していくものと見込んでおります。
- 委員 色々と配慮して試算していただいているということはわかりますが、やはり国保税を納める側としては不安に感じるのではないかと思います。
- 事務局 人口減少や医療費の増加といった現状がある中、県としても各市町単独で運営していくことには限界があると考えており、今後10年程度を見越して保険料率の統一を進めていくことを検討しております。
- 最終的には標準的な保険料率に統一されることとなりますが、急激な負担増とならないよう、徐々に引き上げを実施していくことが必要であるということについて、ご理解いただきたいと思います。
- 町長 令和7年度については税率据置としましたが、被保険者の減少などを踏まえ、今回は少しでも引き上げをお願いしたい旨の諮問とさせていただきました。
- 委員 川根本町が抱えている問題や、国や県が示す理想の数値を目指さなければ保っていけないということについてご説明いただきましたが、国保税を負担する側としては不安が非常に大きくなっていくのではないかと思います。1人当たりの負担増の数字が示されていますが、もう少し緩やかに上げていくということはどうでしょうか。
- 町民の皆さんが支払う税金のことですので、据置としていただくのが理想です。安易に引き上げることについては、すぐに賛成との姿勢を示すことはできません。ただ、現実を考えて上げていかざるを得ないということは理解できますので、少しでも上げ幅を抑えた形で対応いただきたいということを私の意見とさせていただきます。
- 事務局 いくつかのパターンで検討しておりますが、被保険者数や町民所得の減少など、算定条件が悪化した場合でも余裕を持った運営が可能な税額を確保することができるかという点を考慮したうえで試算をしております。
- 上げ幅を少し低くした形での試算もしておりますが、医療分の税額で不足が生じるおそれがあるとの結果が出たということで、最低限必要な税率として今

回の案を提示させていただきました。

委員 今回提示いただいた数字は、また来年、2年後と上げていくような流れになるのでしょうか。

事務局 県に納める事業費納付金が毎年増減することとなり、令和8年度においても前年度比1,000万円以上増という形になりましたので、それを賄うための税額を確保する必要があります。

令和9年度以降におきましては、子ども・子育て支援金分は改定を行う見込みとなっておりますが、今回据置となる後期高齢者支援金分や介護納付金分につきましても、事業費納付金の増減によっては見直しを検討する必要があると思います。医療分も事業費納付金の増減しだいとなりますが、現時点において令和10年度までの間は何とか賄えるのではないかとの試算が出ております。

これまで、特に医療分については概ね2年に1回ずつ税率を上げてきており、後期高齢者支援金分や介護納付金分も必要に応じて改定をしております。必要な部分のみ改定を行い、できるだけ上げ幅を抑えるような配慮をしておりますが、今後も標準的な保険料率への統一に向けて急激な負担増を招かないよう、慎重に検討を進めていきたいと考えております。

委員 やはり国保の運営が行き詰まっては困りますので、税率の引き上げは必要だと思います。

農家の方の多くは国保の被保険者ですが、農業の経営について「これからも続けていきたい、後継者が欲しいのであれば、株式会社にして社会保険になるようにしなければだめ」といった声もよく聞かれます。「国保ではだめ」ということになるわけですが、経営規模や収益などを考えると、株式会社にするというのはなかなか難しいと思います。国保であっても若い方が魅力ある仕事をしたいけるような環境が整えられたらいいなと感じています。

会長 色々ご意見をいただき、ありがとうございます。

他にないようでしたら、今回の諮問事項について採決をいたします。

賛成の方は挙手をお願いします。

～ 賛成多数 ～

会長 賛成多数となりましたので、諮問事項については適正と認める旨、答申することと決定いたします。

答申書につきましては、皆様のご意見を踏まえて作成いたします。文面につきましては、会長である私に一任いただきたいと思いますと考えておりますが、いかがでしょうか。

～ 異議なし ～

会長 ご異議がないようですので、会長一任ということで答申書を作成させていただきます。

続きまして、報告事項（１）川根本町国民健康保険税条例の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

【報告事項（１）】

「川根本町国民健康保険税条例の一部改正について」

資料により説明

会長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

委員 税の減額についての説明がありましたが、具体的にどの程度の軽減になるのでしょうか。

事務局 所得が一定金額以下の方に対する軽減措置となります。例えば、令和7年度の医療分の均等割は21,000円ですが、5割軽減該当の方の税額は10,500円となります。

委員 医療は皆さん平等に受けられるわけですが、税金を納めていただけない方もおり、一部の方に負担がかかっているのではないかと感じています。今後の国保運営のことを考えると少し心配になります。

事務局 今回の条例改正には、医療分の賦課限度額の引き上げと国保税を軽減する所得判定基準額の引き上げが含まれております。

課税の対象となる方が増える一方、軽減対象となる方も増えるというもので、所得の高い方に少し多く負担していただくという内容になっております。

会長 続きまして、報告事項（２）令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算について、事務局から説明をお願いいたします。

【報告事項（２）】

「令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算について」

資料により説明

会長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

～ 質疑なし ～

(5 その他)

会長 その他、国民健康保険事業全般につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

～ 質疑なし ～

会長 特にご意見等はないようですので、事務局にお返しします。

(6 閉会)

板谷会長には議事進行をお務めいただき、誠にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回川根本町国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

本日は長時間にわたりご協議いただき、誠にありがとうございました。引き続き、本町の国保運営にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

上記に相違ないことを確認する。

会長 板谷 信